

一。第96号。一
昭和36年2月10日發行

助役に矢野氏
收入役山下氏を
(春二)

山下氏を選任
(春二)

第一回臨時町議会から

補償契約の締結について 職手当組合設立に関するこ
とについて || 原案可決

農業經營の改善を図るには築事業費の起債の増額につ
現在及び将来において国民 いて川原案可決
の食糧消費の最も伸びる家 議案第五号、助役の選任
者の三者と協議すること、二つ、川原案同意

音の生産を振興することが、はなして、一回も回り、目的であり、そのため国、現收入役、矢野清氏が、民金融公庫においても資金助役に選任されたもの、の貸出をされることとなり、議案第六号、收入役の選

ましたので、任について日原案同意
本町も壱千万円を限度とし 現税務課長、山下春一氏
本町はく貢口、さうの事功

本町は欠員中であつた助役として収入役の矢野清氏を助役に、

う
う
入役として
また後任取
稅務課長の
山下春二氏
（入院中）


（馬場寺前出身）を選任し第一回

役
任
第
四
回
臨
時
町
議
會
に
お
い
て
同
意
を
得
ま
し

丁三

所得税確定申告日
(本町分)
田
いたわけで
あります。
こんご共町民みなさんの
役
入
收

場所は町議会議事堂

町三役そろう



山下収入役

坂元町長

矢野助役

旧軍人等の傷病恩給請求の時効についてお知らせ
昭和28年法律第155号附則第22条による傷病恩給中、下記に掲げるものは本年3月31日をもって時効を完成し権利を消滅することになりますので、時効により権利が失われるものないよう特にお知らせします。

- 権利を失するものはないよう特にお知りを願ります。

 - 1、昭和21年旧勅令第68号による傷病賜金を受けた者で昭和29年4月1日において
　　旧7項症及び旧第1款症より旧第4款症の症状の程度にあるもの
 - 2、昭和29年4月1日以前に給与期の満了した増加恩給受給者が再審査請求の結果
　　6項症未到の理由により棄却されたもので昭和29年4月1日旧7項症及び旧第1
　　款症から旧第4款症の症状の程度にあるもの

経済自立化運動の推進など

第 2 回 部落長会結果報告（1）

国民健康保険実施に伴う

住民税の申告は重要です

例年国税の確定申告後に住民税の申告を受付て参りました。皆様方の正しい申告によりました。が、皆様方すでにご賦課するのであります。承知のとおり、国民健康保険は四月一日より全国一斉に実施されることになります。

した。

本町も国保の完全なる実施と町民の健康保持増進をはからなければなりません。

国保は目的税であり被保険者の皆様方が一定の税金を申告納入されることによつて、療養取り扱い機関を利用できるのであります、そこで賦課の方法は所得割

総額、資産割額、被保険者割額、世帯別平等割額の

四種類から税の構成がなります。

年度からは住民税の申告が比重の一番多い種目が所得

如何に重大であり、また逆に税金が完全に納入される

承ください。

本町も国保の完全なる実

施と町民の健康保持増進をはからなければなりません。

国保は目的税であり被保

険者の皆様方が一定の税金を申告納入されることによつて、療養取り扱い機関を利用できるのであります、申告日はぜひ受付係に申告

申告納入されることによつて、療養取り扱い機関を利用できるのであります、申告日はぜひ受付係に申告

本町城元中迫虎吉氏飼養
のゆりひめ号は、肝属郡肉牛共進会において一等、一

席に入賞し、県審査会に本

肉豚の導入事業は、年々増

加するため、この肉豚経営

の安定をはかる目的で肉豚

他の家畜に比べて非常に多

く、農家経済の不安定を

まねくので、これらの危険

を分散するためにおこなわ

れるわけです。

ただし当分の間、国、県

町、農協の融資並に貸付仔

豚で仔豚市場を通じて講入

したもので、出牛後二ヶ月

を経過した肉豚を対象とす

るとなっていますから、今

後町ならびに農協貸付の肉

豚は、肉豚共済に加入する

ことになりますから、今

後で仔豚市場で市場

重15Kg以上以上で市場

購入となります。

なお、説明会は部落長に

通知してあります。確定

申告期間は三月一日から三

月二十二日までとしますの

で、それ以後は税務課の調

査により税額決定すると同

年で、種々の控除等は認めな

いことにしますので、ご了

りください。

ただし当分の間、国、県

町、農協の融資並に貸付仔

豚で仔豚市場を通じて講入

したもので、出牛後二ヶ月

を経過した肉豚を対象とす

るとなっていますから、今

貸付の肉豚は共済加入

一、道路で工事や

作業をするとき

芸奏楽、映写会などをし

十、進行中の車からビラな

たり又は拡声器、ラジオ

どをまくこと

テレビジョン等の放送を

十一、交通妨害となるよう

するとき

街頭録音会など

撮影会をしたり

五、道路でロケー

ションをしたり

トキ

十二、道路で人が集まるよう

十三、牛や馬やめん羊など

を道路に放したり、交通

トキ

刷物をまいたり、くばつ

るとき道路に水をまくこと

トキ

芸奏楽、映写会などをし

十、進行中の車からビラな

方をすること

たり又は拡声器、ラジオ

どをまくこと

十四、人家の連なるところ

や学校附近など交通ひん

ぱんなる道路で一人で牛

や馬を二頭以上ひくこと

いませんが、牛や馬をひい

たときは、車をつけなく

妨害になるようなつなぎへ

妨害になるようなつなぎへ

妨害になるようなつなぎへ

妨害になるようなつなぎへ

妨害になるようなつなぎへ

妨害になるようなつなぎへ

妨害になるようなつなぎへ

</div